主な記事
振興組合総会のＱ＆Ａ　2
子ども見守る商店街へ　3
商店街がランウエーに　4

Shoten-gai NEWS
商店街ニュース
第1219号
（令和８年）
2026年4月5日
（毎月５日発行）
発行所　東京都商店街振興組合連合会
〒104-0061　東京都中央区銀座2-10-18
電　話　03−3542−0231〜5
ＦＡＸ　03−3542−0236
ＵＲＬ　http://www.toshinren.or.jp/
購読料　年間2,500円［送料込み、会費に含む］

東京都2026年度予算

商店街振興51億円を計上

持続的な発展を後押し

東京都議会は3月27日、9兆6530億円となる2026年度予算案を可決、成立させた。商店街振興には約51億円が計上された。都は、魅力ある商店街づくりに向け、将来を見据えた戦略的な取り組みにチャレンジする商店街等に幅広く支援を行う。

担い手育成支援手厚く

商店街チャレンジ戦略支援事業（表）には新たに「商店街担い手育成支援事業」が盛り込まれた。東京都商店街振興組合連合会が要望していた若手や女性グループへの支援強化が認められたもので、複数のメニューが設けられた。若者や女性の感性を生かしたイベントを支援する「若手・女性支援事業（イベント・活性化）」と「女性活躍推進事業（イベント・活性化）」はそれぞれの補助限度額を87万5000円に引き上げる。いずれも都の補助率は12分の7、商店街の負担率は12分の1。チャレンジショップの開設、人材育成セミナー、店舗誘致などを対象とする「商店街担い手確保支援事業」は、事業を商店街が行うか、区市町村が行うかによって内容が分かれる。商店街が実施する場合の補助限度額は1000万円。補助率は都が12分の7、区市町村が3分の1で、商店街の負担率は12分の1となる。区市町村が実施する場合の補助限度額は500万円。都の補助率は2分の1で、残りの2分の1を区市町村が負担する。

また、都振連が求めていた商店街支援策の拡充も認められ、イベント事業の「こども応援事業」と「全国連携事業」は補助限度額が83万3000円へ引き上げられた。このうち、「こども応援事業」は「こども応援・婚活応援事業」に名称を変更し、子ども向けの事業に加えて、商店街での婚活イベントや結婚につながるような事業も支援対象とする。活性化事業についても一部の補助限度額が引き上げられた。

さらに、「商店街防災力向上緊急支援事業」を継続する。防災用の備品・消耗品等を購入する費用を支援するもので、補助限度額は30万円。都の補助率は10分の10で商店街側の負担はない。2025年度に支援を受けた商店街も再度、利用することができる。

このほか、統一感のある街並みの構築に取り組む商店街を支援する「商店街戦略的リノベーション支援事業」や、デジタル化に取り組む商店街に必要経費を補助する「商店街デジタル化推進事業」、商店街へ専門家を派遣し、相談に乗る「商店街ステップアップ応援事業」などが今年度も継続して実施される。

商店街チャレンジ戦略支援事業

事業名			都補助率	区市町村補助率	事業者負担率	都補助限度額	事業者	補助対象者
イベント事業・活性化事業	イベント事業	150万円超	1/3	1/3	1/3	300万円	❶商店街　❷商店街の連合会　❸商工会、商工会議所	区市町村
		150万円以下	1/2	1/6	1/3	—		
		組織活力向上支援事業	7/12	1/3	1/12	525万円	法人商店街（商店街振興組合、事業協同組合）	
		こども応援事業 婚活応援事業	5/9	1/3	1/9	83万3,000円	❶商店街　❷商店街の連合会　❸商工会、商工会議所	
		全国連携事業						
		小額支援事業					これまで商店街活動を実施できなかった商店街	
		小額助成（任意商店街）	1/3	1/3	1/3	30万円	会則・役員名簿・過去24カ月分の決算書類等を具備していない任意商店街	
	活性化事業	下記事業以外	1/3※1	1/3	1/3	5,000万円※1 ※2	❶商店街　❷商店街の連合会　❸商工会、商工会議所	
		キャッシュレス対応事業	1/2	1/3	1/6	5,000万円※1 ※2	❶商店街　❷商店街の連合会　❸商工会、商工会議所	
		こども応援事業				1,000万円		
		多言語対応事業				500万円		
		組織力強化支援事業	7/12	1/3	1/12	2,000万円	❶商店街の連合会　❷商工会、商工会議所	
		小額支援事業	5/9	1/3	1/9	83万3,000円	これまで商店街活動を実施できなかった商店街	
		小額助成（任意商店街）	1/3	1/3	1/3	30万円	会則・役員名簿・過去24カ月分の決算書類等を具備していない任意商店街	
商店街担い手育成支援事業		若手・女性支援事業（イベント・活性化）	7/12	1/3	1/12	87万5,000円	商店街　※若手・女性グループに限る	
		女性活躍推進事業（イベント・活性化）	7/12	1/3	1/12	87万5,000円	❶商店街　❷商店街の連合会　❸商工会、商工会議所 ※女性グループに限る	
		商店街担い手確保支援事業（商店街実施）	7/12	1/3	1/12	1,000万円	商店街	
		商店街担い手確保支援事業（区市町村実施）	1/2	—	—	500万円	区市町村	
地域連携型商店街事業		イベント事業（新規）	2/5	2/5	1/5	400万円	商店街および商店街の連合会と複数の地域団体（町会・自治会、NPO法人等）※3でつくる実行委員会	
		イベント事業（継続）	1/3	1/3	1/3	333万3, 000円		
		活性化事業	2/5	2/5	1/5	1億円※2	❶商店街および商店街の連合会と複数の地域団体（町会・自治会、NPO法人等）※3 でつくる実行委員会 ❷実行委員会に加入する商店街および商店街の連合会 ❸実行委員会に加入する地域団体※4 （❸は商店街と連名で申請する場合に限る）	
地域力向上事業			1/3	1/3	1/3	20万円	❶商店街　❷商店街の連合会　❸商工会、商工会議所	
未来商店街活力向上支援事業	ブランド化調査・実行事業		3/5	3/10	1/10	300万円	❶商店街 ❷都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員または法人格を有する商店街が過半を出資し、地域活性化を担うと区市町村が認める中小企業 ❸都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員または法人格を有する商店街が社員の過半となり、地域活性化を担うと区市町村が認めるNPO法人および一般社団法人 （❷、❸は商店街と連名で申請する場合に限る）	
	3年間の伴走支援	調査事業	1/2	1/3	1/6	100万円（1年目のみ）		
		計画実行事業				❶1年目：1,500万円 ❷2・3年目：5,000万円		
商店街戦略的リノベーション支援事業		調査・計画策定	3/4	1/6	1/12	2,000万円	❶商店街　❷商店街の連合会　❸商工会、商工会議所	
		計画実行事業	1/2	1/3	1/6	8,000万円		
広域支援型商店街事業			2/3	—	1/3	2,000万円	商店街および商店街の連合会	東京都商店街振興組合連合会
政策課題対応型商店街事業		防災・防犯、福祉、物流、国際化対応、再エネ・省エネ	4/5	—	1/5	1億2,000万円	商店街および商店街の連合会	
		環境	9/10※5	—	1/10			
		買物弱者支援	9/10	—	1/10		❶商店街および商店街の連合会　❷商工会、商工会連合会および商工会議所 ❸民間事業者　❹NPO法人等（❸、❹は商店街と連名で申請する場合に限る）	
商店街防災力向上緊急支援事業			10/10	—	—	30万円	商店街	
商店街起業・承継支援事業		❶店舗新装・改装工事費 ❷店舗賃借料	2/3	—	1/3	❶250万円 ❷1年目：月額15万円 2年目：月額12万円 3年目：月額10万円	商店街での事業承継者、新規開業者等	東京都中小企業振興公社
若手・女性リーダー応援プログラム（助成事業）		❶店舗新装・改装工事費 ❷店舗賃借料	3/4	—	1/4	❶400万円 ❷1年目：月額15万円 2年目：月額12万円 3年目：月額10万円	商店街での開業等を希望する若手および女性	

※１ 新たに法人化した商店街については、１年度間に限り、都補助率1/2、補助限度額7,500万円となる
※２ 会則・役員名簿・過去24カ月分の決算書類等を具備した任意商店街は補助限度額1,000万円となる
※３ 町会・自治会に限り１団体での構成も可
※４ NPO法人、社会福祉法人、都内に主たる事業所を持つ中小企業で、商店街組合員(商店街、商店街の連合会)が過半を出資し、地域活性化を担うと区市町村が認めるもの、中心市街地活性化協議会の構成員たる一般社団法人等または特定会社、その他の団体で事業実施団体として区市町村が適切と認めるもの
※５ LED街路灯の設置については、１基あたり60万円を限度〔補助金では54万円〕（添架式の場合は１基あたり30万円を限度〔補助金では28万円〕）

〈任意商店街への支援〉･･･補助対象要件（会則・役員名簿・過去24カ月分の決算書類等を具備）を満たしていない任意商店街については、イベント事業・活性化事業の小額助成での支援のみとなります。その他の補助事業は原則対象外となります

飲食店のカスハラ対策
農水省が指針公表

「暴言」「威圧」…対応例を動画でも

農林水産省は、飲食店向けのカスタマーハラスメント対策ガイドラインを策定し、2月27日に公表した。

2025年6月の労働施策総合推進法改正に伴い、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられたことを受け、カスハラに対する判断基準や具体的な対応方法を示したもの。

ガイドラインでは、飲食店におけるカスハラを「暴力」「侮蔑・暴言」「恐怖・威圧」「無関係・不当要求」「長時間化」など七つの類型に整理し、該当例や予防策を提示した。経営者や店長・責任者の役割や、対応の実践ヒント集、実在の飲食店で行われている取り組み事例なども盛り込んだ。

農水省ではウェブサイトで、経営者や従業員など関係者向けに内容を網羅した「詳細版」と要点をまとめた「ダイジェスト版」（画像）の2種類を公開している。さらに、類型に対応した動画7本も作成しており、ユーチューブ上で視聴できる。

すぐに使える！
飲食店のカスハラ対策
ガイドブック
ダイジェスト版
農林水産省　厚生労働省
飲食店におけるカスタマーハラスメント対策ガイドライン策定検討委員会

ガイドライン（詳細版／ダイジェスト版）と、動画７本へのアクセスはこちらから▶

令和8年度　商店街ステップアップ応援事業

TOSHINREN-information

派遣費用
無料

専門家を派遣して

商店街の活性化サポートします！

たとえば右のような相談に対して
支援・アドバイス
いたします

- 売上アップやにぎわい増につながるイベント
- LED照明の交換を含めた再エネ・省エネ
- 防災など来街者に安心・安全な商店街づくり
- 加入促進・若手の活躍など組織運営
- 商店街の会計処理・補助金などの資金周り
- キャッシュレス・ホームページ導入など IT化
- 多言語化・おもてなしなどインバウンド対応
- さまざまな方に優しい設備などの整備

支援のながれ
お申し込み（WEBにてご案内）▶ 事前打ち合わせ ▶ 日程調整・専門家手配 ▶ 専門家による支援の実施

※専門家の派遣は１年度に原則として 10 回まで可能です。

随時受け付け中 ➡ 東京都商店街振興組合連合会/商店街ステップアップ応援事業事務局　☎03-3547-3787